

評価基準

業務委託名：位置情報を活用した来街促進事業

1 特定方法

「位置情報を活用した来街促進事業」プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、企画提案書の特定を行う。

2 評価方法

(1) 評価委員会の各委員は、提出された企画提案書と各事業者が行うプレゼンテーションの内容を審査し、評価項目について採点する。

(2) 評価項目・評価基準及び採点方法は次のとおりとする。

下記の評価項目の項目毎に評価する。評価項目ごとの採点は、10点満点又は5点満点で行い、下表の評価の基準で行う。

評価項目		評価のポイント	配点
基本事項 (20点)	①業務説明資料の理解	・ 企画提案書の内容は、業務説明資料を踏まえたものとなっているか。	10
	②業務実績等	・ 同種・類似の業務実績などから、本業務を円滑に行うことが見込めるか。	10
企画提案に関する事項 (75点)	③業務実施体制・スケジュール	・ 安定的に業務を遂行する能力・体制が整っているか ・ 実施スケジュールは具体的かつ実現可能となっているか。	10
	④イベント	・ 魅力的なイベント名称が提案されているか。 ・ イベントへの参加意欲を高める魅力的な企画提案がなされているか。 ・ 大型イベントや MICE との連携企画・方法は具体的かつ実現可能性のあるものか。 ・ アプリ、システム等は、コスト、実装性、知名度などが他システムより優位であり、効果的なものが提案されているか。	25
	⑤広報	・ 広報手段及び製作物のコンセプト及びイメージは効果的かつ具体的な提案がされているか。	20
	⑥効果測定	・ 業務目的の達成を確認するのに適切な目標指標が設定されているか。 ・ 具体的な効果測定の方法が示されているか。	10
	⑦その他	・ その他、加点に値する効果的な事業提案がされているか。	10

その他 (5点)	社会貢献活動等に係る 認証等の有無※	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の各項目の取得数が、 1個：1点 2～3個：3点、4個以上：5点 ①浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進 事業所の認証 ②浜松市消防団協力事業所の認定 ③浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定 ④健康経営優良法人の認定（経済産業省） ⑤浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定 ⑥浜松市企業のCSR活動表彰（注1） 	5
合計			100

注1 浜松市企業のCSR活動表彰では、企画提案書提出期限日の2年前の日までの間において、以下のいずれかに該当する事業所が加点対象となる。

- ・ Star Prize 制度マイスター認定事業所
- ・ 優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所（※3つの賞以外の受賞実績は対象外です。）

3 企画提案書の特定

(1) 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、各評価委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。

(2) 評価点の満点は500点とする。（評価委員1人あたりの点数100点×評価委員5人）

(3) 各評価委員の採点の合計点300点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た者の中から受託候補者を特定する。

(4) (2)、(3)にもかかわらず、評価項目①～⑦のうち評価委員1人でも最低点がある場合は、評価委員会で協議し、そのまま特定するか、条件を付して特定するか、又は、特定を見送るか等を検討する。

(5) 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。

ア 評価項目「④イベント」の点数が高い者を上位とする。

イ アも同点の場合は、評価項目「⑤広報」が高い者を上位とする。